

広告

国保と長寿医療(後期高齢者医療)制度が一部変更されます

国民健康保険(下記①~⑤)、長寿医療制度(下記②③⑤)が一部変更されます。区役所で配布する長寿医療制度のパンフレットもご覧ください。

①出産育児一時金を増額(1月から)

産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合、1月から出産育児一時金が35万円から38万円に増額されます。医療機関から交付される登録証を一時金の申請時に提示してください。

②医療費の自己負担割合を変更(1月から)

世帯構成や収入が変わらないにもかかわらず、長寿医療制度の創設に伴い、自己負担割合が1割から3割になった方は、1割負担に戻ります。

③高額療養費自己負担限度額を半減(1月から)

月の途中で長寿医療制度に移行した場合、移行月の自己負担限度額は、それまで加入していた医療保険制度と長寿医療制度で、それぞれ本来額の2分の1になります。社会保険などに加入していた本人が長寿医療制度に移行したため、被扶養者が国保に移行する場合も同様です。平成20年4月からさかのぼって適用されます。詳細は、あらためてお知らせします。

④70歳~74歳の方の自己負担割合を据え置き

4月から自己負担割合が2割に引き上げられる予定でしたが、平成22年3月まで1割に据え置かれることになりました。新しい高齢受給者証は3月末までに送ります。

⑤口座振替による保険料の納付が可能に(4月から)

保険料が年金天引きとなっている方は、口座振替による納付を選択することができます。口座振替に変更する場合は、事前に区役所保険年金課で手続きが必要です。なお、手続きの時期により、年金天引きを中止する時期が異なりますので、ご了承ください。4月から年金天引きを中止するには1月中の手続きが必要です。

☎詳細 区役所(32㉟)の保険年金課

60歳未満の方で、厚生年金や共済組合に加入していない方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。20歳になったら、学生の方も忘れずに加入してください。☎詳細 区役所(32㉟)の保険年金課

国民健康保険・介護保険・長寿医療保険

△保険料は税金の所得控除の対象になります。昨年中に納めた保険料は、税申告の際、控除の対象となります。口座振替で納付され

た方には国民健康保険、介護保険、長寿医療(後期高齢者医療)保険の「年間領収額のお知らせ」を1月末に別々に送付しますのでご利用ください。ただし、特別徴収(年金からの天引き)分はこれのお知らせには含まれませんので、

年金保険者から送付される源泉徴収票をご確認ください。領収書の紛失などで代わりのものを必要とする方や、遺族・障害年金受給者で源泉徴収票が発行されない方には、納付確認書を発行しますので、1月14日(水)以降に区役所保険年金課へ問い合わせの上、お越しください。

☎詳細 区役所(32㉟)の保険年金課



先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の更新申請

☎対 先天性血液凝固因子欠乏症の方や血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方で、3月31日(火)まで有効の受給者証をお持ちの方。☎事前に送付する申請書、患者個人調査票(主治医が記入)

健康保険証を1月13日(火)~2月27日(金)にお住まいの区の健康・子ども課へ持参。☎詳細 区役所(32㉟)の健康・子ども課(ただし東区は☎(711)3211、南区は☎(581)5211)

精神療養講座

☎内 精神障がい者が望む精神看護とは。

☎日 1月17日(土)午後2時~4時。☎所 WEST19(中央区大通西19)。

☎☎詳細 市コールセンター☎(22)4894

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

☎内 うつ病や統合失調症との付き合い方。

☎日 1月24日(土)午後1時30分。☎所 医師会館(中央区大通西19)。

☎☎詳細 健康企画課☎(622)5151